平成２２年（フ）第５２９号
広島県廿日市市梅原２丁目14番39号
債務者　近藤　朝枝
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５６７号
広島県安芸郡海田町大立町12番18号
債務者　里見　　功
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５６号
愛媛県松山市姫原２丁目３番６号
債務者　曽我　安廣
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１５７号
愛媛県松山市姫原２丁目３番６号
債務者　曽我富美子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１６２号
愛媛県松山市鷹子町642番地１　土居ハイツＢ102号
債務者　髙橋　　弘
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５９号
宮崎県東諸県郡綾町大字北俣1994番地
債務者　横山　智洋
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１９号
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江8380番地　コーポ広滝101号室
債務者　今井　春代
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１２７号
宮崎市高岡町五町56番地２
債務者　横山　典子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３２号
鹿児島県奄美市名瀬仲勝町16番地５
債務者　井ノ上祐康
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第３３号
鹿児島県奄美市名瀬仲勝町16番地５
債務者　井ノ上　愛（旧姓重村）
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第６３号
鹿児島県姶良市加治木町新生町486番地１　ステーションハイツ錦江４棟402号
債務者　久保　麻衣
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第６１号
宮城県白石市郡山字雨ケ作15番地１
債務者　塚本　隆二
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第６２号
宮城県白石市郡山字雨ケ作15番地１
債務者　塚本　利美（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１００号
長野県塩尻市大門五番町11番３号
債務者　板野　敏明
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第４３号
長野県駒ヶ根市中沢5037番地１
債務者　堀内　真弓
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第２０１８号
京都市左京区下鴨松ノ木町86番地
債務者　廣野　豊子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３４２号
京都市伏見区深草下横縄町18番地33
債務者　オガワＣＢシステムこと　小河作太郎
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３４３号
京都市伏見区深草下横縄町18番地33
債務者　小河サチヱ
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係